

国際社会における COP : GC の社会的な信頼性の確保

研究員 菅原絵美 (大阪大学大学院)

はじめに

- GC 原則と企業：価値としての GC 原則と、方針・政策策定を通じての企業による「基準」化
GC の人権問題への 2 段階の啓発アプローチ：
 - ①「人権とは何か、企業活動はどう人権に影響を与えているのか」
 - ②「企業活動と影響の範囲において具体的に何が出来るか」
- COP の意味：企業にとっての COP ①活動報告、②信頼性確保、③Good Company (Notable COP)
GC にとっての COP グローバル社会に対する信頼性 (正当性) 確保
- 金融危機と環境重視 (2009 年国連が気候変動問題に力点)
⇒COP の社会的な信頼性の向上を目指す GCO の戦略は？

1. COP 方針の変更：2008 年 12 月 GC ボード会合

- (1)COP3 要素の変更、GC 4 課題の記載 (GC 参加 5 年以内=2 課題以上、参加後 5 年以上=4 課題)
- (2)COP の「信頼性確保の措置」の変更 (新規参加企業の COP 提出期限変更、inactive の廃止)
- (3)COP の評価体制の変更 (GCO の COP チームの人的リソース不足の解消をめざす)

2. COP 提出の促進・モニタリング

- (1)PRI との連携：投資家によるイニシアチブ (COP 未提出企業へのレター送付など)

3. COP の充実

- (1)GRI との連携 *GRI 「G 3」(2006 年：マテリアリティ (重要性)、アプリケーションレベルの採用)
 - ①CSR に関して GC と GRI は補完的關係：GC 原則と GRI 指標の対応表
 - ②“A Call to Action” (GC、GRI、Realizing Rights)
世界人権宣言 60 周年を記念し、1 つ以上の人権報告項目を向上させることを目的
- (2)ISO との連携
 - ①ISO26000 開発に関して、ISO と GCO 間で MOU の締結
 - ②GCO の COP チームトップが ISO の会合に参加

(3)政府との連携

- *欧州各国で環境報告書に関する立法、日本では環境省「環境報告ガイドライン」(2007 年改定)
- ①デンマーク政府との連携
2008 年 12 月 16 日 CSR 報告法制定 (財務諸表法の改正する法律) (2010 年より施行)
大規模企業 (1100 社が対象)、国営企業、機関投資家の年次財務報告書が対象
第 99 条 a-(2)項: 報告書に含まなければならない項目
①CSR または SRI に関する経営方針、②経営方針の実施、③成果と将来的な経営上の展望
第 99 条 a-(7)項: GC や PRI に参加している企業・機関投資家の場合は CSR 報告免除

4. GC 参加企業による COP の提出 *NGO からの批判 (例) PetroChina

- ①COP の提出状況 COP 提出の「義務」、信頼性確保の措置の実効性
- ②COP の内容：人権項目での活動報告
日本 (人権と human rights の相違) < 欧米 (原則 1・2 への比重)
*「人権」と「労働」の関係性：日本では「労働⇄人権」、一方 GC では「人権⇄労働」
*CSR における人権：個人の権利、エンパワーメントと救済へのアクセスという視点の欠如